

個別相談会実施のお知らせ

平成23年4月1日から、企業規模が101人以上300人以下の事業主の方は、「一般事業主行動計画」を策定し、労働局まで届け出いただくことが義務となります。（平成23年4月1日以降策定した場合は、行動計画の公表・周知が必要となります。）

※4月1日以降労働局への届出がない企業については、行政指導の対象となりますのでご留意下さい。

○これから行動計画を作りたい企業の方

→以下のサイトをご利用ください。

<参考資料を見たい>

厚生労働省ホームページ内 「一般事業主行動計画について」

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html#dl_01

<行動計画とはどのようなものか、モデルを見たい>

厚生労働省ホームページ内「モデル行動計画」

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dl/plan_all.doc

<他社の行動計画自体を見たい>

21世紀職業財団運営 「両立支援のひろば」

<http://www.ryouritsushien.jp/index.php>



○直接自社の状況をふまえて、相談しながら行動計画を作りたい企業の方

→**京都労働局雇用均等室の個別相談会**をご利用ください！！

日 時 平成23年2月1日～3月31日（土日祝は除きます。）

午前9：00 ～ 午後15：30

※1企業30分程度でお願いします。

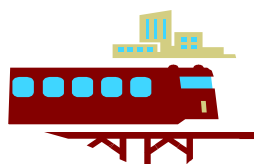
※まずはお電話でご予約ください。日程調整いたします。

場 所 京都労働局雇用均等室

京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451

京都労働局5階奥

（地下鉄烏丸御池駅 2番出口すぐ）



公共交通機関でお越しください。



<個別相談会の申し込み・問い合わせ先>

京都労働局雇用均等室 TEL 075（241）0504

※平成23年4月30日までに限り、FAXでも一般事業主行動計画策定に係る届出を受け付けています。

（代表者印を押印してお送りください） FAX 075（241）0493